

## 成年後見制度

認知症などの症状により、判断能力不十分なかたに代わって不動産管理や預貯金の管理、介護サービスの利用や施設入所の契約等を申し立てにより家庭裁判所が選任した後見人が行う制度です。

相談機関	
岡崎市成年後見支援センター	岡崎市社会福祉協議会サービスセンター 1階 電話 0564-64-6665
地域包括支援センター	担当センター（P.29 参照）
家庭裁判所	名古屋家庭裁判所 岡崎支部 電話 0564-51-8950
弁護士会	愛知県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「アイズ」 電話 052-203-2677
司法書士会	愛知県司法書士会 西三河支部（岡崎市シビックセンター2階） 電話 0564-58-0246 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部 電話 052-683-6696
法テラス三河	岡崎市役所 西庁舎南棟1階 電話 050-3383-5465

内容によっては予約制（有料）になる場合があります。

## 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい者などの判断能力の十分でないかたがたが自立した地域生活を送れるよう、福祉サービス利用支援（相談、手続きなど）、日常的な金銭管理、通帳・証書等の預かりなどの援助を提供します。

高齢者については、地域包括支援センター（P.29 参照）が相談を受け、社会福祉協議会（以下「社協」）に情報提供します。社協の専門員が訪問調査して、契約締結審査会で承認された後、支援計画を本人に提案し、本人と愛知県社協および岡崎市社協の3者で契約を締結します。

内容	対象者	利用料
情報提供・助言 福祉サービス利用手続き援助 福祉サービス利用料の支払い 苦情解決制度の利用援助 日常的な金銭管理サービス （生活費の引き出し・支払い） 書類等の預かり （通帳・印鑑の保管など）	福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理などについては自分の判断で適切に行うことが困難であるが、契約書や支援計画書の内容を理解することのできるかた	福祉サービス利用援助 日常的な金銭管理サービス 1回 1,200円 （生活保護受給者は無料）  書類等の預かりサービス 年間 3,000円（月額 250円）
<p>問合せ先 岡崎市社会福祉協議会 サービスセンター（康生通南3丁目） 電話 23-8938 FAX 23-7820</p>		